

争議行為の予告について

株式会社服部運輸代表取締役服部和政から争議行為を行う旨の通知が平成31年3月8日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成31年3月15日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

全日本運輸産業労働組合東京連合会東京服部運輸労働組合の争議行為に対抗する件

二 日時

平成31年3月19日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

株式会社服部運輸 葛飾区水元五丁目1番4号及び同区水元三丁目1番20号

四 種類

事業所閉鎖 就労拒否 その他一切の争議行動（以上原文のまま掲載）